

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

熊本県 熊本市 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 8 年熊本地震による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する
継続した障害福祉サービス等の提供について（第 2 報）

令和 8 年熊本地震に伴い、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合の報酬算定については、「令和 8 年熊本地震による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」（令和 8 年 8 月 7 日付け事務連絡）の別添においてお示したところです。

今回、この場合の取扱いについて、下記のとおり補足させていただきますので、貴県におかれましては、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、メールやLINE等のコミュニケーションアプリの活用については、同一の内容をメール等で送信したり、個別にメール等を送信した後、利用者や障害児の保護者から応答がなく状況の把握を行わないままにしたりするなどといった対応は報酬の対象として認めない。

ただし、同一の内容を送信した場合であっても、それに対する利用者や保護者からの返信に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。